

令和8年（2026年）3月10日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部地域包括ケア推進課

産後ケア事業及び家事・育児支援事業の拡充について

産後ケア事業及び家事・育児支援事業については、国や東京都の補助制度の活用を図りながら、妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援を実施しているところである。

令和8年度から各事業の拡充を図るため、以下のとおり報告をする。

1 産後ケア事業に係る拡充

(1) 多胎児の利用回数の見直し

現在、多胎児については単胎児の1.5倍の利用回数を設けているが、一度に2人の乳児を育てる養育者の負担や虐待の未然防止に鑑み、利用回数を21回から26回に拡充する。

(2) 対象者

- ①令和8年4月1日時点で1歳未満の多胎児を養育する産婦
- ②令和7年度に産後ケア利用カードを配布している多胎妊婦
- ③令和8年度以降に産後ケア利用カードを配布する多胎妊婦

2 家事・育児支援事業に係る拡充

(1) 事業の統合

令和7年度より東京都で実施している「とうきょうママパパ応援事業」の事業内容の見直しにより、従来、産後のみ対象だった家事・育児支援事業について、妊婦も対象になったことから、産前産後家事・育児支援事業として実施する。

産前については、産前産後の母子やその家庭の支援に特化した資格である産後ドゥーラを配置している事業者へ委託し、産後については、その事業者と従前の事業者へ委託する。

なお、統合により利用可能時間が産前産後の通算となり、産後分も含めて産前にチケットを発行することが可能となる。

(2) 本件拡充の対象者

単胎児世帯のうち令和8年4月1日時点で妊娠中の方及び1歳未満の児童を養育する方

(3) 利用時間の拡充

	現行	令和8年度以降
利用可能期間	【産前家事支援事業】 妊娠中 【産後家事・育児支援事業】 対象の児童が生まれてから1歳の誕生日の前日まで	【産前産後家事・育児支援事業】 妊娠中から1歳の誕生日の前日まで
利用可能時間	【産前家事支援事業】 15時間 【産後家事・育児支援事業】 20時間 (対象の児童が生まれた時点で3歳未満の兄弟がいる世帯は、60時間)	【産前産後家事・育児支援事業】 40時間 (申請時点で3歳未満の兄弟がいる世帯は、80時間)